

社会福祉法人 佛子園 役員報酬基準

平成 30 年 4 月 1 日施行

(1) 支給基準

- ① 報酬は、年棒制とし各月の 25 日に支給する。(休日の場合は、前日に支給する)
- ② 役員報酬の支給者は、本部業務を行う理事並びに法人全般事業の監査を行う監事とする。

(2) 報酬額

- ① 支給対象の役職と報酬額(年間)は、以下の通り定める。

・ 理事長 (法人全体経営・統轄)	9,000,000 円
・ 専務理事、常務理事 (財務・経理・法人全体経営)	4,000,000 円
・ 専務理事、常務理事 (佛子園・青年海外協力協会 (JOCA) 包括連携協定関連業務・法人全体経営)	4,000,000 円
・ 理事 (法人運営相談役・対外的活動)	1,000,000 円
・ 理事 (本部経営・施設経営・プロジェクト管理)	1,000,000 円
・ 監事 (経理全般・事業全般)	360,000 円
- ② 監事が理事会・入札等に出席するための交通費などの諸経費は、以下の通り定め支給する。

・ 県内の移動の場合	10,000 円
・ 県外からの移動の場合	実費相当額

以上